

(公 印 省 略)

分医発第3271号
令和7年12月18日

各 郡市等医師会担当事 殿

大 分 県 医 師 会
常任理事 井 上 雅 公

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今般、厚労省より日本医師会宛に標記通知が発出された旨、日本医師会から別紙のとおり周知方依頼が参りましたので、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会関係医療機関への周知方ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和 7 年 12 月 16 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 宮 川 政 昭
常任理事 笹 本 洋 一
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長及び健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がございました。

インフルエンザを含む急性呼吸器感染症は「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について」(令和 7 年 11 月 26 日付け日医発第 1389 号(健Ⅱ)(地域)(健Ⅰ)(技術)(介護)にてご案内)において対策をしているところです。

本通知は、昨年に引き続き、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。）の安定供給への協力を求めるものです。

医療機関においては、抗インフルエンザウイルス薬等について以下の通り要請されております。

- ・当面の必要量に見合った適切な在庫を確保することとし、過剰な発注は控えられること
- ・有効期間内にあるロットが前回納入したロットより古いことをもって、納入を拒否することは控えられること
- ・供給状況により、他社製品や代替薬の使用を考慮されること
- ・診療に支障を来す場合を除き、卸売販売業者の分割納入に協力されること
- ・インフルエンザウイルス抗原検出キットにて咽頭ぬぐい液等を採取する際には、十分な感染防御手技を講じられること

なお、厚生労働省においては、今期の抗インフルエンザウイルス薬の供給量を昨年の 3 倍としたほか、本会からの要請を踏まえ適正流通の指導といった対応を講じることとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等へのご周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

医政産情企発1208第1号
感感発1208第2号
令和7年12月8日

公益社団法人日本医師会担当理事 殿

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今シーズンのインフルエンザ対策については、「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について」により、取り組んでいるところです。

貴職におかれましては、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。）の安定供給に協力いただきたく、貴関係団体の医療機関等に周知いただくようお願いいたします。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じることにより、抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 抗インフルエンザウイルス薬等を注文する際には、 医療機関におかれては、

- ①抗インフルエンザウイルス薬等について、需給状況を踏まえて当面の必要量に見合った適切な在庫を確保することとし、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたい。また、返品を前提とする、過度な注文及び在庫管理を行わないようお願いしたい。
なお、感染症の流行状況によっては、偏在調整等のため、前回納入された製品よりも製造ロットが古いものが納入される可能性がある。その場合であっても、有効期限内の医薬品は品質に問題はないため、明らかに有効期限内に患者に使用される見込みであるにもかかわらず、単に前回納入された製品よりも製造ロットが古いことをもって、納入を拒否することは慎むこと。
- ②抗インフルエンザウイルス薬等の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきたい。

薬局におかれては、

- ①抗インフルエンザウイルス薬について、需給状況を踏まえて当面の必要量に見合った適切な在庫を確保することとし、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたい。また、店舗単位でも適切な在庫を確保いただくなど、可能な限り迅速に供給できる体制を整えていただきたい。併せて、返品を前提とする、過度な注文及び在庫管理を行わないようお願いしたい。
なお、感染症の流行状況によっては、偏在調整等のため、前回納入された製品よりも製造ロットが古いものが納入される可能性がある。その場合であっても、有効期限内の医薬品は品質に問題はないため、明らかに有効期限内に患者に使用される見込みであるにもかかわらず、単に前回納入された製品よりも製造ロットが古いことをもって、納入を拒否することは慎むこと。
- ②抗インフルエンザウイルス薬の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきたい。
- ③処方された抗インフルエンザウイルス薬について、自らの店舗や系列店舗だけでは供給が困難な場合には、地域の薬局間における連携により可能な限り調整をしていただきたい。

2. 医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、診療に支障を来す場合を除いて、卸売販売業者の分割

納入に協力すること。

3. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、徹底されたいこと。

4. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採用する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講じられたいこと。

5. 抗インフルエンザウイルス薬を含む、医療用医薬品の供給状況（※）を公表しているため、改めて周知頂きたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト参照

・「医療用医薬品供給状況報告」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/kouhaturiyaku/04_00003.html

6. インフルエンザウイルス抗原検出キットについては、各製造販売業者における在庫状況（※）を公表していること、周知いただきたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト参照

・「抗原定性検査キットの各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001584499.pdf>

7. 対症療法薬については、「医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口（※）」の活用についても、改めて管下の医療機関等に周知いただきたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト参照

・医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口について（令和5年9月29日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/001151654.pdf>

医政産情企発1208第1号
感感発1208第2号
令和7年12月8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課長
（公印省略）

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
（公印省略）

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今シーズンのインフルエンザ対策については、「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について」により、取り組んでいるところです。

インフルエンザ患者に対して適切な治療・検査を行うためには、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。）について、その安定的な供給を図ることが必要ですので、下記の事項に十分留意の上、対応していただくようお願いいたします。

また、各都道府県におけるインフルエンザ総合対策に資するため、現時点における供給見込み状況を別添により情報提供いたしますので参考としてください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言です。

記

1. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給を図るためには、各医療機関等に対して適切な量が提供されることが必要であることから、患者数等の動向を勘案して必要量を精査した上で、特定の医療機関又は薬局（以下「医療機関等」という。）に過剰な量が供給されないよう、貴管内の医療機関等や卸売販売業者に対し、周知徹底してください。
2. 厚生労働省としては、抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給の確保の観点から、供給企業に対し、インフルエンザの流行状況に応じた適切な供給を行うよう要請しております。また、必要な患者に医薬品が広く行き渡るよう、医療機関や薬局、卸売販売業者、製造販売業者に対して、円滑な流通への協力を求めていくこととしています。
つきましては、各都道府県においても、医療機関等、卸売販売業者と連携しつつ、関係者に対して以下の事項を周知し、抗インフルエンザウイルス薬等の適切な供給確保への協力を要請してください。

（１）注文等について

医療機関におかれては、

- ①抗インフルエンザウイルス薬等について、需給状況を踏まえて当面の必要量に見合った適切な在庫を確保することとし、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたい。また、返品を前提とする、過度な注文及び在庫管理を行わないようお願いしたい。
なお、感染症の流行状況によっては、偏在調整等のため、前回納入された製品よりも製造ロットが古いものが納入される可能性がある。その場合であっても、有効期限内の医薬品は品質に問題はないため、明らかに有効期限内に患者に使用される見込みであるにもかかわらず、単に前回納入された製品よりも製造ロットが古いことをもって、納入を拒否することは慎むこと。
- ②抗インフルエンザウイルス薬等の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきたい。

薬局におかれては、

- ①抗インフルエンザウイルス薬について、需給状況を踏まえて当面の必要量に見合った適切な在庫を確保することとし、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたい。また、店舗単位でも適切な在庫を確保いただくなど、可能な限り迅速に供給できる体制を整えていただきたい。併せて、返品を前提とする、過度な注文及び在庫管理を行わないようお願いしたい。
なお、感染症の流行状況によっては、偏在調整等のため、前回納入された

製品よりも製造ロットが古いものが納入される可能性がある。その場合であっても、有効期限内の医薬品は品質に問題はないため、明らかに有効期限内に患者に使用される見込みであるにもかかわらず、単に前回納入された製品よりも製造ロットが古いことをもって、納入を拒否することは慎むこと。

- ②抗インフルエンザウイルス薬の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきたい。
- ③抗インフルエンザウイルス薬について、自らの店舗や系列店舗だけでは供給が困難な場合には、地域の薬局間における連携により可能な限り調整をしていただきたい。

卸売販売業者におかれては、

- ①流行時に追加注文を受ける際には、前回注文により納入された医療機関等在庫を確認した上で、感染症の流行状況を踏まえた患者数等の動向等を勘案した必要量の供給を随時行い、抗インフルエンザウイルス薬等の偏在が起こらないよう配慮していただきたい。
- ②前年に実績のない医療機関等からの新規注文については、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるものの、新規開業の医療機関等が不利とならないよう最大限配慮していただきたい。
- ③抗インフルエンザウイルス薬等について、需給状況を踏まえて適切な在庫を確保する等、必要な措置を講じていただくとともに、営業所単位でも適切な在庫を確保いただくなど、可能な限り迅速に供給できる体制を整えていただきたい。

(2) 分割納入について

医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等における診療に支障を来す場合を除いて分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

(3) 納入時期等の情報提供について

卸売販売業者は、一部納入に遅れが予想される医療機関等に対しては、納入時期、数量等についてより正確な情報提供を行うことに努めること。

- 3. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。

- 4. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際

には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講ずるよう貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。

5. 抗インフルエンザウイルス薬を含む、医療用医薬品の供給状況（※）を公表しているため、改めて周知頂きたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト参照

・「医療用医薬品供給状況報告」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhaturiyaku/04_00003.html

6. インフルエンザウイルス抗原検出キットについては、各製造販売業者における在庫状況（※）を公表していることを周知いただきたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト参照

・「抗原定性検査キットの各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001584499.pdf>

7. 対症療法薬については、「医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口（※）」の活用についても、改めて管下の医療機関等に周知いただきたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト参照

・医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口について（令和5年9月29日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/001151654.pdf>

抗インフルエンザウイルス薬等の供給見込み

1. 抗インフルエンザウイルス薬の供給について（8月末時点での企業からの聞き取り結果を基に作成）

昨シーズンの医療機関への供給実績量

令和6年10月から令和7年3月末まで 約1,267万人分

今シーズンの医療機関への供給予定量

令和7年10月から令和8年3月末まで 約3,689万人分

各品目の詳細については以下のとおり

品目	令和6年度	令和7年度	増減
タミフル	168.7 万人分	550.0 万人分	381.3 万人分
リレンザ	29.8 万人分	126.8 万人分	97.0 万人分
ラピアクタ	16.0 万人分	42.5 万人分	26.5 万人分
イナビル	302.1 万人分	1040.7 万人分	738.6 万人分
ゾフルーザ	370.9 万人分	1150.0 万人分	779.1 万人分
オセルタミビル「サワイ」 ※タミフルのジェネリック医薬品	311.0 万人分	717.0 万人分	406.0 万人分
オセルタミビル「トーフ」 ※タミフルのジェネリック医薬品	68.0 万人分	61.7 万人分	▲6.3 万人分
合計	1,266.5 万人分	3,688.7 万人分	2422.1 万人分

注：令和6年度は供給実績量、令和7年度は供給予定量（8月末のメーカー及び卸在庫を含む）

※なお、各品目について、流行状況に応じて追加供給を検討

2. インフルエンザウイルス抗原検出キット(迅速タイプ)の供給について
(9月上旬時点での企業からの聞き取り結果を基に作成)

昨シーズンの供給実績量

令和6年9月から令和7年3月末まで 約3,764万人分

今シーズンの供給予定量

令和7年9月から令和8年3月末まで 約6,169万人分

取扱い業者	
アドテック、アルフレッサファーマ、カネカ、コージンバイオ、島津ダイアグノスティクス、タウンズ、デンカ、東洋紡、富士レビオ、ミズホメディー、ロート製薬	製 造
オーソ・クリニカル・ダイアグノスティクス、積水メディカル、ニチレイバイオサイエンス、ニプロ	製 造・輸 入
アボットダイアグノスティクスメディカル	輸 入

※製品の有効期間は12～30か月

令和6年度	令和7年度	増減
3,764 万人分	6,169 万人分	2,405 万人分

注：令和6年度は供給実績量、令和7年度は供給予定量（9月上旬のメーカー在庫を含む）

※インフルエンザの流行に伴い特定の製品に需要が集中すると、安定供給に支障が生じる場合があることに御配慮いただきたい

季節性インフルエンザ流行期の抗インフルエンザウイルス薬不足への対応について

1. 経緯

- 昨年（令和6年）末に季節性インフルエンザの定点患者数が過去最高を記録し、感染者の急増に伴う抗インフルエンザウイルス薬の需要が急増する中、一部品目の需要が増加したことにより、当該品目の製薬企業が供給停止したことを受けて、多数の製薬企業が限定出荷を行ったため、市場における抗インフルエンザウイルス薬が偏在し、一部の医療機関・薬局で不足する状態となった。
 - ※ 日本全体でみると、製薬企業及び医薬品卸売販売業者の在庫が約1,000万人分あり、その時点の感染状況に対して不足していたものではない。
- 一方「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）」等に基づき、新型インフルエンザ対策として、全患者の治療その他医療対応に必要な備蓄量として4,500万人分を目標とし、流通備蓄分（※）1,000万人分を除き、国と都道府県で3,500万人分を均等に備蓄しているところ。
 - ※ 流通備蓄分とは、市場に流通している製薬企業及び医薬品卸売販売業者の保有分を指しているものであり、厚生労働省が各製薬企業に対し、通知にて流通備蓄分としての量を示している。
- 本年の通常国会での国会質疑をはじめ、急激な感染拡大が生じ、抗インフルエンザウイルス薬の入手が困難になった際に備蓄薬の放出を求める世論の声があった。

2. 対応案

- 抗インフルエンザウイルス薬不足への対応については、以下の①、②の順で対策を講じてはどうか。
- ① 抗インフルエンザウイルス薬の安定供給については、従来行ってきた、製薬企業への増産の要請（※）を行うとともに、医療機関・薬局卸業者への抗インフルエンザウイルス薬の過剰な発注の抑制等に係る協力依頼及び適正流通の指導といった対応等により、想定を超える季節性インフルエンザの流行があった場合であっても、抗インフルエンザウイルス薬が安定的に供給される体制の整備を行う。
 - ※ 令和7年度の抗インフルエンザウイルス薬の供給量は令和6年度の3倍程度の量の増産を見込んでいる。
- ② 上記①の安定供給にかかる対応を講じた上でもなお、製薬企業において、供給停止のおそれが生じた場合には、国の備蓄薬を一時的に使用する。